

人孔点検調査業務委託仕様書

第 1 章 総 則

1 目 的

本業務委託は、添付図書に示す区域の下水道施設の適切な維持管理を行うため、下水道施設の腐食状態等の調査を行うことを目的とする。

2 適用範囲

- (1) この仕様書は、岡山市下水道河川局の発注する腐食環境下人孔点検調査業務委託（R8-1）（以下『調査』という）に適用する。
- (2) 図面及び特記仕様書に記載された事項は、本仕様書に優先する。
- (3) 本仕様書、特記仕様書及び設計図面に疑義が生じた場合は、担当職員の指示または協議により決定する。

3 法令の遵守

受注者は、調査をするに当たり、本業務委託に関する法律及びその他の関係法令、条例、規則等ならびに当市が他の企業等と締結している協定を遵守すること。

4 秘密の保持

受注者は、業務の処理場、知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

5 手続き

- (1) 受注者は、契約締結後すみやかに道路使用等について、関係官公署に届け出を行い許可を受けること。
- (2) 受注者は、契約締結後速やかに着手届を提出し、調査に着手すること。
- (3) 調査が完了したときは、速やかに次の書類を提出すること。
 - ア 完了届
 - イ 調査の記録写真
 - ウ 完了図書一式
 - エ 支払請求書
 - オ その他監督員が指示するもの

6 現場体制

- (1) 受注者は、業務責任者を常駐させ、所定の業務に従事させること。
- (2) 管路内等の調査を行う場合は、酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者を常駐させ、所定の業務に従事させること。
- (3) 受注者は、適正な調査の進捗を図るとともに、そのために十分な数の調査員を配置すること。

7 地元住民等との協調

- (1) 受注者が、調査を実施するにあたり地先住民等との協議を必要とするときは、担

当職員に申し出て指示を受け、誠意をもって協議し、その結果はすみやかに報告すること。

- (2) 受注者は、いかなる理由があっても、地先住民から報酬、または手数料等を受け取ってはならない。調査員等が上記の行為を行った時は、受注者がその責任を負う。

8 工程管理

- (1) 受注者は、あらかじめ提出した工程表に従い、工程管理を適切に行うこと。
- (2) 予定の工程表と、実績とに差が出た場合は、必要な措置を講じて、調査の円滑な進行を図ること。
- (3) 日程の都合上、祝祭日・休日又は夜間の作業を行う必要がある場合は、あらかじめ、その作業内容、作業時間等について担当職員の承諾を得ること。

9 調査記録写真

受注者は、調査状況写真を撮影し、監督員に提出しその承諾を得ること。

10 特記事項

調査は、管きょ施設の人孔及び管内の状況を調査するものとする。特に浸入水及び破損・たるみ等の状況はその範囲及び程度等が明確になるよう調査すること。

第2章 安全管理

1 一般事項

受注者は、労働災害及び物件損害等の未然防止につとめ、その防止に必要な措置を十分に講ずること。

2 保安設備の設置及び現場管理

- (1) 作業中は、現場環境に対応した十分な保安設備を施すこと。
- (2) 作業中の交通安全確保のため、保安要員を配置すること。
- (3) 現場内の整理整頓、その他現場管理には細心の注意を払うこと

3 調査員の安全管理

- (1) 受注者は、この調査にあたっては常に細心の注意をはらい、酸素欠乏等に対しては、十分な事前調査及び対策を講じ、事故の防止及び調査員の安全を図ること。
- (2) この調査にあたって、下水道工作物又はガス等の付近では、絶対に火気を使用しないこと。
- (3) 万一事故が発生したとき、緊急連絡体制にしたがい、ただちに担当職員及び関係官公署に報告するとともに、すみやかに必要な措置をとること。

第 3 章 調 査 工

1 一般事項

- (1) 受注者は、調査計画書に調査箇所、調査順序等を定め、事前に報告したうえで、調査に着手すること。
- (2) 調査にあたっては、管口を傷めないようガイドローラなどを使用するなど、必要な保護措置を講じ、下水道施設に損傷を与えないよう十分留意すること。
- (3) 調査にあたり、仮締切を必要とする場合は、担当職員の承諾を得ること。この仮締切は、上流に溢水が起こらない構造で、かつ調査中の安全が確保されるものとする。ただし、上流に溢水が生じる恐れがあるときは、ただちにこれを撤去すること。
- (4) 受注者は、作業にあたり地元住民等に迷惑のかからぬよう極力騒音、振動等の防止につとめること。
- (5) 調査終了後は、すみやかに使用機器、仮設物等を搬出し、調査場所の清掃につとめること。

2 調査工

- (1) 調査計画書
受注者は、調査にあたり、事前に次の事項を記載した調査計画書を提出すること。
 - ア 調査概要
 - イ 現場組織（職務分担、緊急連絡体制等）
 - ウ 調査計画（テレビカメラ、ビデオカメラ装置等使用機器、調査方法、実施工程等）
 - エ 安全計画（保安対策、道路交通の処理方法、管きょ内と地上との連絡方法、酸素欠乏空気・有毒ガス対策等）
 - オ その他
担当職員の指示する事項
- (2) 調査器材
調査に使用する器材は、常に点検し、完全な整備をしておくこと。
- (3) 調査時間
調査時間にあたっては、道路使用許可条件および地先住民との協議を厳守すること。
- (4) 目視による調査
調査にあたっては、マンホール内に調査員が入り、十分な照明のもとに土砂等の堆積状況、管きょの布設状況、侵入水、マンホール内のクラック、側壁・目地のずれ、足掛金物及びコンクリートの腐食、足掛金物の欠損本数、蓋の摩耗度、蓋のがたつき・蓋違いの有無、副管の状況等のマンホール内の不良箇所を調査し、写真撮影（カラー）を行うものとする。
- (5) 異常時の処理
調査の続行が困難になった場合は、ただちに担当職員に報告し、指示を受けること。

3 報告書

- (1) 調査記録表及び調査結果は、「下水道維持管理指針 実務編-2014年版- 公益社団法人日本下水道協会」を基に報告書を作成し、提出すること。
なお、提出する記録メディア、写真には件名・地名・路線番号・継手番号及び管径、距離等をタイプ表示すること。
- (2) 人孔ごとに酸素及び硫化水素濃度等測定記録表を作成すること。なお、書式は「下水道維持管理指針 実務編-2014年版- 公益社団法人日本下水道協会」を参照すること。
- (3) 調査の成果品等については、当市の承諾なく公表してはならない。

(4) 納品する図書は下記のとおりとする。

- ア 報告書
- イ 不良箇所写真帳
- ウ CD-R又はDVD
- エ その他担当職員の指示するもの

第4章 報告書作成

1 一般事項

報告書は、製本とデジタルデータを作成すること。

提出するCD-R・DVD-R等、写真には、件名、地名、路線番号、継手番号及び管径、距離等をタイプ表示すること。

調査の成果品等については、当市の承諾なく公表してはならない。

製本報告書には下記の資料を入れること。

- 平面図（不良箇所を明記したもの）
- 判定基準
- 調査総括表
- 不良箇所数集計表
- 酸素及び硫化水素濃度等測定記録表
- 考察
- 写真帳（作業状況、異状箇所抽出写真）

デジタルデータには下記の資料を変換保存すること。

- 調査画像（下記の仕様によりDVD-R等からの変換でも可能）
- 不良箇所を明記した平面図（製本資料のスキャニングデータ）
- スパン毎調査記録表（Microsoft Excelファイルデータ）

デジタルデータ仕様

- 調査画像はデータをMPEG4形式に圧縮し、CD-Rに保存するものとし、CD-Rの容量を超越するデータについては、DVD-Rに保存するものとする。また、保存するファイルの単位はスパン毎にファイルにする。
- 平面図のスキャニングデータは、"DocuWorksDesk"文書に変換後CD-Rに保存すること。
- スパン毎調査記録表のデータについては1ファイルの容量が約1MB以内となるよう分別してCD-Rに保存すること。
- 各CD-R及びDVD-Rは個別にプラスチックケースに保管し、一括管理できるようとりまとめること。

報告書の作成は製本2部及びデジタルデータ2部とする。

第5章 その他

1 調査の完了

調査を完了し、成果品が提出された後、当市検査員の検査をもって完了とする。

2 検 査

検査は、受注者の提出した写真、完了図書等に基づいて行うが、万一不完全な箇所があった場合には、再度の調査を行うこと。

3 特に定めのない事項

- (1) 契約書及び仕様書等に、特に明示していない事項で調査作業に実施上当然必要な事項については、受注者の負担において処理すること。
- (2) その他特に定めのない事項については、速やかに担当職員に報告し、指示を受けて処理すること。